

豊中市議会正副委員長会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市議会会議規則（昭和34年豊中市議会規則第1号）第128条第4項の規定に基づき、正副委員長会議の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 正副委員長会議は、委員会の運営等に関し協議又は調整を行う。

(構成)

第3条 正副委員長会議は、当該委員会の委員長及び副委員長をもって構成する。

(会議)

第4条 正副委員長会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

(会議の非公開)

第5条 正副委員長会議の会議は、公開しない。

(記録)

第6条 委員長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、正副委員長会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。